

佐賀県告示第 532 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、平成 29 年 9 月 8 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

平成 29 年 9 月 7 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 1 - (5 - フルオロペンチル) - N - フェニル - 1 H - イン
ドール - 3 - カルボキサミド（通称名：LTI-701）及びその塩類
- (2) 化学名 2 - (2 - フルオロフェニル) - 2 - (メチルアミノ) シク
ロヘキサン - 1 - オン（通称名：2-Fluorodeschloroketamine、2-FDCK）
及びその塩類
- (3) 化学名 3 - エチル - 2 - (3 - フルオロフェニル) モルフォリン
（通称名：3F-Phenetrazine、3-FPE）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。